

# 山口県報

平成26年  
7月2日  
(水曜日)

## 目 次

### 漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十六年七月二日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

### 一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい（まこい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

### 二 指示の有効期間

平成二十六年七月二日から平成二十七年七月一日まで

平成二十六年七月一日  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山